企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
第二号様式	第二号様式
【表紙】	【表紙】
【提出書類】　有価証券届出書	【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　＿＿財務（支）局長	【提出先】　＿＿財務（支）局長
【提出日】　年　月　日	【提出日】　年　月　日
【会社名】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	【会社名】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	【英訳名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(3)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	【代表者の役職氏名】(3)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(4)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(4)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）金額】(5)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	【届出の対象とした募集（売出）金額】(5)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【安定操作に関する事項】(6)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	【安定操作に関する事項】(6)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】(7)　名称 （所在地）	【縦覧に供する場所】(7)　名称 （所在地）
［第一部～第四部　略］	［第一部～第四部　同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
［(1)～(23)　略］	［(1)～(23)　同左］
(23－２)　第三者割当の場合の特記事項	(23－２)　［同左］
第三者割当（第19条第２項第１号ヲに規定する第三者割当をいう。以下この様式において同じ。）の方法により、株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券（以下この様式において「株券等」という。）の募集又は売出しを行う場合に記載すること。ただし、提出会社又は関係会社の役員（第２条の７第１項第１号に規定する役員をいう。）、会計参与又は使用人であった者に対し、これらの者からその在職中に受けた役務の提供の対価として交付される当該提出会社が発行者である株券又は新株予約権証券の募集又は売出しを行う場合（第19条第２項第１号ヲ(2)又は(3)に掲げる方法に準じて行う場合に限る。）は、この限りでない。なお、一定の日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主に対して行われる株券等の募集又は売出しのうち、その発行の態様から、当該株券等を特定の株主が取得するものと考えられるもの（例えば、特定の株主のみが当該株券等の募集又は売出しに応じることになると考えられる発行価格その他の条件を設定しようとするもの）を行う場合には、当該募集又は売出しを第三者割当の方法により行うものとみなして記載すること。	第三者割当（第19条第２項第１号ヲに規定する第三者割当をいう。以下この様式において同じ。）の方法により、株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券（以下この様式において「株券等」という。）の募集又は売出しを行う場合に記載すること。なお、一定の日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主に対して行われる株券等の募集又は売出しのうち、その発行の態様から、当該株券等を特定の株主が取得するものと考えられるもの（例えば、特定の株主のみが当該株券等の募集又は売出しに応じることになると考えられる発行価格その他の条件を設定しようとするもの）を行う場合には、当該募集又は売出しを第三者割当の方法により行うものとみなして記載すること。
［(23－３）～(89)　略］	［(23－３）～(89)　同左］